

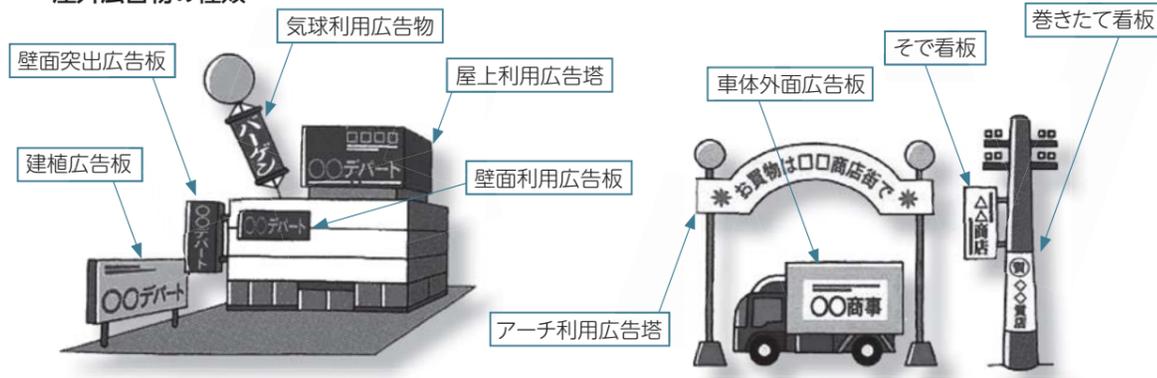


屋外広告物のルール

《屋外広告物とは》

「常時または一定の期間、継続して屋外で公衆に表示されるもの」を屋外広告物（以下広告物）と言います。その種類は多く、建物の屋上や壁面などに設置されるもの、野立広告、アドバルーンなど様々な種類があります。商業広告だけでなく、営利を目的としないものも該当します。

●屋外広告物の種類



《屋外広告物のルールとは》

良好な景観の形成や公衆に対する危害防止の観点から、市では「屋外広告物法」に基づき、「白河市屋外広告物等に関する条例」を制定し、広告物の表示または設置に関するルールを定めます。

条例では、広告物を表示してはいけない禁止地域や禁止物件を定めているほか、表示しても良い地域（許可地域）にも、面積や高さ、色彩などの基準を設けています。

なお、広告物を表示または設置するときは、事前に許可が必要となります。

《適正な維持管理》

広告物が適正に管理されていないと、落下や倒壊、あるいは道路通行上の支障となり、歩行者などに危害を及ぼす恐れがあります。

広告物を設置されている方は、定期的に点検を行うなど、適正な維持管理をお願いします。

■屋外広告物条例施行後の普及・啓発等の取り組み

条例の施行後は、広告物の質的向上を目指し、条例の許可基準に加え、高さ・面積・色彩・材料等の広告物の表示および設置に関する推奨基準を盛り込んだ広告物ガイドラインを策定し、良好な景観形成の模範となる屋外広告物をたたえる表彰制度等を設けていきます。

あわせて、広告物を設置する方や事業者の皆さんの広告景観に対する意識を向上させるための支援などを検討し、良好な広告物のあり方の普及・啓発を推進していきます。



屋外広告物の設置ルールが変わります

屋外広告は、生活に必要な情報を提供するものであり、まちに賑わいや活気をもたらす役割も果たしています。一方で、無秩序に設置されると、情報が的確に伝わらなかつたり、まちの景観を損ねたりすることにもなりかねません。そこで、市では地域の実情にあった広告物のルールづくりを進めてきました。

今月号では、4月1日から施行される「白河市屋外広告物等に関する条例」の内容などを紹介します。

◎本庁舎まちづくり推進課 内2747

条例制定の目的

平成21年に景観行政団体となった本市は、平成23年4月から景観法に基づく景観条例および景観計画を施行し、建築物や工作物等の景観誘導を行ってまいりました。

屋外広告は、これまで福島県屋外広告物条例（以下県条例）で、規制・誘導を行ってまいりましたが、県内全域が一律の基準であったため、市の景観の取り組みや景観計画と整合が図られない部分がありました。

そこで、本市の実情にあつたきめ細やかなルールをつくり、良好な景観の形成および屋外広告物の落下などの公衆に対する危害を防止するため、「白河市屋外広告物等に関する条例」を制定し、4月1日から施行します。美しい景観をつくりだすための取り組みを進めていきますので、皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

なお、屋外広告物業の登録等は、従来どおり県条例が適用されます。

■条例の主な内容

1 景観計画重点区域等で、独自の許可基準を設定

景観計画との整合性を図るため、計画に位置づけている景観計画重点区域等（重点区域、推進区域（城下町地区）、南湖から那須連峰への眺望に影響のある新白河駅周辺地区）では、屋外広告物の面積、位置、色彩等に市独自の許可基準を設けます。その他の地域は、これまでの県条例の区域区分および許可基準と変わりません。

2 経過措置

県条例の基準に適合している屋外広告物で、市条例の施行により基準に適合しなくなるものは、6年以内に改修、移転、除却等をしていただくことになります。

3 事前協議制度、完了届出制度を設定

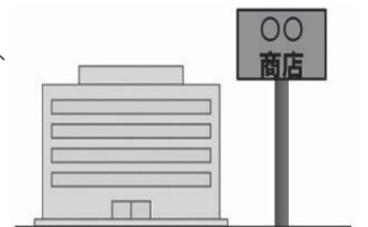
良好な広告物に誘導するため、景観計画重点区域等では、許可申請前の事前協議が必要になります。

また、適正な設置を確認するため、完了届の提出が必要になります（条例による許可を受けた広告物が対象）。

■本市の景観の取り組みと整合が図られていない事例

例 白河市景観計画推進区域「城下町地区」の高さ

景観計画では、建築物の高さの上限が15mに定められていますが、県条例では、最高20mまでの高さの広告物（建植広告板）の設置が可能です。色彩についても、彩度4以下の建築物に対し、屋外広告は、彩度12以下の色彩の使用が可能となっていて、整合が図られていません。



項目	白河市景観計画 景観形成基準（一部）	福島県屋外広告物 条例許可基準（一部）
種類	建築物	建植広告板
高さ	15m以下	20m以下
色彩	彩度4以下	彩度12以下